

# 令和6年度 介護報酬改定 Q&A (Vol.18) ポイント解説

訪問リハビリ・老健施設に関する最新情報



# 今回の解説テーマ



**【訪問リハビリテーション】  
「診療未実施減算」と  
医師の研修について**



**【介護老人保健施設】  
「初期加算」の  
対象病棟について**



# 【訪問リハビリ】 診療未実施減算について

外部の医師に指示をもらう場合、  
「日医かかりつけ医機能研修制度」の  
応用研修は、減算回避のための  
「適切な研修」に含まれる？



**はい、含まれます！**

(※ただし、いくつかの条件があります)



## 条件①：単位の取得期間と数



合計**6**単位以上



情報提供日の前  
**36ヶ月間**に  
取得していること



または、  
令和9年(2027年)  
3月31日までに  
取得予定であること



## 条件②：該当プログラムを含んでいること

日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修のうち、以下のいずれかを含む必要があります。

-  **【令和8年度】 在宅を支えるリハビリテーション**
-  **【令和7年度】 かかりつけ医とリハビリテーションの連携**
-  **【令和6年度】 リハビリテーションにおける医療と介護の連携**
-  **【令和5年度】 介護保険制度における医療提供と生活期  
リハビリテーション / 口腔・栄養・リハビリの多職種  
協働による一体的取組**

(参考) 応用研修は基本的に1日の研修で全6単位が実施されます。



# ⚠ 猶予期間中の注意点



**令和9年3月末までの「猶予期間中」であっても、以下の確認・記載は必須です！**

**1**



**外部医師の  
「研修修了の有無」  
を確認する**

**2**



**訪問リハビリ  
計画書に  
必ず記載する**

**3**



**情報提供元の  
医師にも伝達を  
求めること**



# 【老健施設】 初期加算（Ⅰ）について

令和8年度新設の  
「急性期病院一般入院基本料」を  
算定する病棟から入所した場合、  
初期加算の対象になる？

**はい、対象に  
含まれます！**





# 本日のまとめ



## 訪問リハビリ

外部医師の「日医かかりつけ医研修」は有効。  
要件（6単位・対象プログラム）を満たし、  
猶予期間中も計画書への  
記載を忘れずに！



## 老健施設

新設の「急性期病院  
一般入院基本料」も  
初期加算（I）の  
対象病棟として  
カウント可能！